

令和4年7月 校長会資料

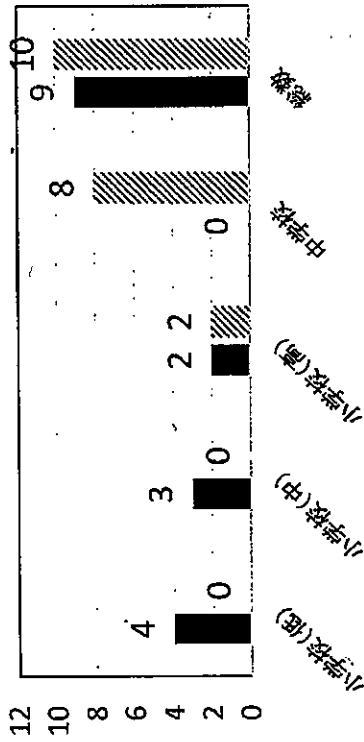
1	1学期の生活事故について……………	1
2	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	2
3	授業日数及び授業時数の報告について……………	4
4	特別支援教育に係る保育所(園)・幼稚園・認定子ども園と小学校の連携について……………	7
5	令和4年度 遠足(旅行)・集団宿泊行事等の実施基準について……………	9
6	第1回不登校対策プロジェクト会議について……………	12
7	1学期の不登校支援をふり返る……………	14
8	適応指導教室(教育支援センター)の整備充実に向けて……………	16
9	第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について……………	17
10	「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価について……………	20
11	鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト(いじめ防止に向けてのページの追加)について…	21
12	自転車損害賠償保険等への加入について……………	22
13	「人権教育サイト」の活用について……………	24
14	就学判定について……………	25
15	児童虐待防止研修会について……………	27
16	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	28
17	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について ……	33
18	就学時健康診断の実施について ……	34

令和4年度 学校管理下における生活事故報告について

令和4年6月20日現在

1 校種別事故発生状況(件数)4月～6月

校種別事故発生状況(件数)



■ 令和3年 ※ 令和4年度

2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

	登下校		休み時間		授業(体育等)		給食		部活動		その他		合計
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
低	0	0	2	0	0	0	1	0	/	/	1	0	4
中	1	0	2	0	0	0	0	0	/	/	0	0	3
高	0	0	1	1	0	1	0	0	/	/	1	0	2
中学校	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0	1	8
合計	1	0	5	1	0	2	1	0	0	6	2	1	10

3 怪我等内訳(事故1件について複数カウント有)

	骨折(ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症疑い	アレルギー	その他	合計
令和3年度	1	3	4	0	0	0	0	1	9
令和4年度	5	0	1	0	1	0	0	3	10

(内 令和4年度の救急車による緊急搬送 6件)

4 考察

- (1) 小学校の休み時間の事故は減少したが、全体の事故件数は、令和3年度比で1名増加した。
- (2) 中学校では、部活動中の事故が増えており、怪我等の内訳を見ても骨折(ひび)の報告が複数あった。部活動における安全管理を再度徹底する必要がある。
- (3) これまでの事故を詳しく見てみると、他者とのかわりの中で起こっている事故も2件ある。新型コロナウイルス感染者の減少によって、今後に友だちとの関わりは増えてくると考えられる。休み時間等の過ごし方についての徹底した指導が必要である。
- (4) これまでの10件の事故のうち6件で救急搬送されている。中学校の部活動による事故が多くなっていることが影響しているが、持病(てんかんの疑い)での搬送もあった。子どもの健康に関する状況を把握することにも、子どもの様子をしっかりと見守っていく必要がある。

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は生活面や学習面で児童生徒が日ごろ得難い有意義な体験を積むことのできる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入るとなると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習から離れてしまうことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが懸念されます。また、非行や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も心配されます。

そこで、事故等を未然に防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各学校では、下記の事項に留意して、休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう願います。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人一人に生活目標を立てさせたり、日課表を作らせたりして、それに基づいて、根気強く継続的に実践するよう指導を徹底すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などでの話し合いによって意識を高め、それを自発的に守るよう指導すること。
- (3) 規則正しい生活習慣(起床時間、就寝時間、食事、体を動かすこと等)を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 1人1台端末を使用した家庭学習について指導すること。
- (3) 長期の休みでなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。
(自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文の作成、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ばせること。)
- (4) 不得意な教科や学習内容を克服するための具体的な学習の方法を指導すること。
- (5) 読書活動を奨励するとともに、学校図書館や市立図書館の利用、図書を選択についても指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に対して積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事について日ごろ得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣との付き合い、来訪者への応対など社会的礼儀について指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防について、3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を極力避ける等感染リスクを低減させる環境づくりや行動について指導すること。
- (2) 熱中症に対する予防と初期の手当の仕方について指導すること。
- (3) テレビの見すぎ、ゲームのしすぎなどによって、視力低下につながらないように、また不規則な生活にならないよう指導すること。
- (4) 保健衛生上望ましい生活習慣(正しい生活規律、規則正しい食事、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)について指導すること。
- (5) 部活動等に積極的に参加し、心身を鍛え、健康の維持・増進に努めるよう指導すること。
- (6) 健康診断等で治療が必要とされた疾病や長期の治療を要する疾病をもつ児童生徒に対しては、家庭と連携をとって、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (7) 食中毒の予防について指導すること。
- (8) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けがなどの予防と簡単な応急処置について指導すること。

5 水の事故, 交通事故, 遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 交差点, 三叉路等での一時停止の徹底, スケートボード等を使用した路上での遊び禁止等について, 特に指導を強化するとともに, 自転車の二人乗りや無灯火運転, 運転中のスマートフォン使用や保持(ながら運転)の厳禁, ヘルメットの着用等, 自転車の正しい乗り方について指導し, 交通ルールを守らずに運転すると, 自転車側も加害になることを周知し, 交通事故の未然防止に努めること。
- (2) 不審者による被害から身を守るために, 一人での外出は控えるよう指導すること。
- (3) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて, 十分指導するとともに, 家庭にも危険な場所を知らせ, パトロール等により事故の未然防止に努めること。
- (4) 水泳等における事故を防止するために, すでに送付済みの「水泳等の事故防止について」等を参照して, 指導を強化すること。
- (5) 空き家や資材置き場等で遊んだり, 公園等での火遊びや危険な玩具類(エアガン等)を使って遊んだりすることは絶対しないように指導すること。
- (6) 線路や道路上に石を置く, 踏切の非常ボタンを押す等のいたづらをしたり, 走行中の列車や車に物を投げたりする等, 危険な行為を絶対しないように指導すること。
- (7) PTA や地域の人々の理解や協力を得て, 安全な遊び場所の指定や遊び方について具体的に指導すること。
- (8) 風水害・火災・地震等の自然災害時における安全指導及び緊急時の対応について, 十分指導すること。

6 健全育成に関わる指導について

- (1) 外出する際は, 行き先や帰宅時刻等を家族に連絡してから出かけるなど, 責任ある行動をとるよう指導するとともに, 家庭に対して児童生徒の生活や行動に十分留意し, 監督するよう依頼すること。
- (2) 携帯電話やスマートフォン, インターネットの活用において, メールやLINEなどのSNS, 掲示板へ誹謗中傷や個人情報を書き込まないよう指導するとともに, 出会い系サイトには絶対にかかわらない, SNSを通じて知り合った人と絶対に会わないことなどの指導を徹底すること。また, インターネットの活用において, インターネット上, オンラインゲーム上でのトラブル, 多額の課金によるトラブル, ネットいじめ, 犯罪被害等に巻き込まれた場合は, 早急に保護者や学校へ申し出ることを指導するとともに, 啓発チラシ等を活用するなど, 関係機関等の相談窓口の周知を図ること。
- (3) カラオケボックスやゲームコーナー等へ出入りすることは, 金銭乱費や恐喝などの金銭上のトラブルに巻き込まれたり, 他校生, 有職・無職少年等との好ましくない交友関係に発展したりすることが懸念されることを周知するとともに, 子どもだけでの入場をしないよう指導を徹底する。また, コンビニ等の駐車場で夜遅くまで, たむろして近隣に迷惑をかけないことや, 子どもだけでの深夜22時以降の外出は, 三重県青少年健全育成条例に反する行為であることを周知し, 深夜徘徊等をしないよう指導の徹底を図ること。
- (4) 万引き防止に努め, 仲間からの誘惑や軽い気持ちから万引きなどの窃盗行為を行わないよう指導を徹底すること。

7 その他

- (1) 気になる児童生徒, 学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には, 随時家庭訪問や電話連絡等を行い, 生活実態を把握するとともに保護者との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員, 鈴鹿警察署, 鈴鹿市教育委員会等と連携し, 情報共有を図り, 街頭補導を強化する等, 地域の協力を得て非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故(水難事故, 交通事故, 問題行動等)が発生した時は, 速やかに警察や関係機関に連絡するとともに, その実情を学校へ連絡するよう保護者に周知する。また, 学校から鈴鹿市教育委員会へも報告すること。
緊急時には, 家庭から学校に連絡する方法や学校から各家庭に連絡する方法について確認すること。
- (4) 万が一, 不審者による被害にあった場合は, 速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知する。また, 学校から鈴鹿市教育委員会にも報告すること。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和4年度授業日数及び授業時数の報告について

このことについて、授業時数報告書に記入していただき、各学年1クラス分のデータを下記のとおり御提出ください。

記

- 1 提出書類
 - ・小学校・・・令和4年度授業時数報告書(小学校)
 - ・中学校・・・令和4年度授業時数報告書(中学校)
- 2 提出期日 令和4年 7月29日(金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メールまで
- 4 その他
 - ・ 教務主任等による授業時数確保のための管理をお願いします。
 - ・ 様式については、学期ごとの状況を把握していただけるようになっていきますので、データを学校で保存していただき、2学期以降については、1学期のファイルにデータを追加したものを御提出ください。
 - ・ 「土曜授業」を行った場合は、その時数分も入力してください。
- 5 送付文書
 - ・ 1-6 授業時数報告(小)
 - ・ 1-7 授業時数報告(中)

※ 「授業時数報告」様式は令和4年4月1日付鈴教指第1号「令和4年度各種届・承認願等の様式送付について」にて送付済みです。また、C4th内の書庫にも掲載しています。

⇒書庫>教育委員会事務局>令和4年度各種届・承認願等の様式>
(修正)05各種届・承認願等の様式

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 小川 裕
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

5 令和4年度 授業時数報告書(〇〇小学校)

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	体育	家庭	道徳	学級 活動	総合的 な学習	外国語活 動/外国 語	総授業 時数	児童会 活動	クラブ 活動	学校 行事	その 他	授業 日数
1年	1学期	306	136		102	68	68	102		34	34			850					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0
2年	1学期	315	175		105	70	70	105		35	35			910					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0
3年	1学期	245	70	175	90	60	60	105		35	35	70	35	980					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0
4年	1学期	245	90	175	105	60	60	105		35	35	70	35	1015					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0
5年	1学期	175	100	175	105	50	50	90	60	35	35	70	70	1015					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0
6年	1学期	175	105	175	105	50	50	90	55	35	35	70	70	1015					
	2学期													0					
	3学期 年間	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0	0	0	0	0

5 令和4年度授業時数報告書(〇〇中学校)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳	学級活動	総合的な学習	総授業時数	生徒会活動	学校行事	その他	授業日数
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015				
													0				
													0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015				
2年													0				
													0				
													0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015				
3年													0				
													0				
													0				
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

鈴教指 第 817-1 号
令和 4 年 7 月 日

(宛先) 各小学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

特別支援教育に係る保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校の連携について

このことについて、4月校長会で通知しました「特別支援教育及び通級指導教室における指導について」に基づき適切に指導を行っていただいているところですが、進学する幼児につきましても、途切れのない支援のために下記のとおり取組を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象

- (1) すずかっ子支援ファイルを作成している幼児
- (2) 小学校で支援が必要だと考えられる幼児

2 進学先と進学元の連携方法

- (1) 小学校担当者は、各所(園)担当者と対象児の特性や支援方法等について引継ぎを行う。
- (2) 小学校担当者は、対象児を各所(園)で観察する。
※担当者が引継ぎ及び観察をすることが望ましいですが、各校の実情に合わせて分担等をして問題ありません。

3 実施手順

- (1) 8月末までに、自校に進学する予定の幼児が在籍する所(園)(私立を含む)に連絡し、引継ぎ対象児の有無の確認、観察及び引継ぎを行う日程の相談をする。
※引継ぎ対象児がいない場合は、(2)以降を行う必要はないが、今後の連携につなげるために所(園)と顔合わせをしておくことが望ましい。
- (2) (1)で決めた日程で対象児の引継ぎ及び観察を行う。
- (3) (2)で得た情報をまとめ、令和5年度の担当者へ確実に引き継ぐ。

※既に小学校と各所(園)が連絡をとり、対象児がいないことを双方で確認した所(園)には、連絡をする必要はありません。

4 その他

保育所(園)では、子どもを保護者に引き渡す16:00頃が多忙な時間帯のため、できる限り13:30~15:00頃に連絡をお願いします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 神戸 淳一
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴 教 指 第 817 号
令和 4 年 7 月 日

(宛先) 各保育所(園)長
各幼稚園長
各認定こども園長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

特別支援教育に係る保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校の連携につ
いて(依頼)

平素は、鈴鹿市の教育活動に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

鈴鹿市教育委員会事務局では、支援の必要な幼児の引継ぎの進め方における学校毎の差をなくし、就学前施設を卒園する幼児が小学校生活を円滑に始められるよう、保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校の連携を図る取組をすすめております。

ついては、御多用のことと存じますが、下記のとおり小学校担当者から連絡をさせていただきますので、貴所(園)におかれましても連携の取組に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 依頼内容

進学予定先の小学校から進学元の所(園)に対し、引継ぎ対象児の有無の確認及び観察・引継ぎを行うにあたり、日程の調整及び引継ぎ・観察への御協力をお願いします。

※8月末までに小学校から各所(園)へ連絡があります。

※既に小学校と各所(園)が連絡をとり、対象児がいないことを双方で確認した所(園)には、連絡を行わない場合があります。

2 対象

- (1) ずずかっ子支援ファイルを作成している幼児
- (2) 小学校で支援が必要だと考えられる幼児

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 神戸 淳一

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和4年度 遠足（旅行）・集団宿泊的行事等の実施基準

鈴鹿市教育委員会

遠足（旅行）・集団宿泊的行事等については、年間総授業時数を確保するため、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間との関連や行事間の統合を図るなどの工夫をするとともに、実施に当たっては、下記の基準を原則とする。

1 修学旅行

文化、経済、産業、政治などの実態を直接見聞させたり、自然の美しさ、人々の生活の営みに触れさせたりすることによって、学習の拡充を図りながら、広い見識と豊かな情操を育成するとともに、集団生活のきまり、公衆道徳の望ましい体験を得させる。

校種	小学校	中学校
学年	第6学年	第3学年または第2学年
日数	1泊2日	2泊3日
目的地	関西方面など	関西・関東方面など

- ※ 三重県または訪問先が、緊急事態宣言の対象地域となった場合、日程又は目的地を変更する。
- ※ 三重県が、まん延防止等重点措置の適用地域となった場合、感染予防対策を行いながら、基本的に予定どおり実施することができる。ただし、まん延防止等重点措置が適用された地域への訪問については、宿泊又は食事のみの滞在にとどめ、適用地域内での体験的な活動や散策などは、適用地域外での活動に変更する。
- ※ 三重県または訪問先が、当該都道府県独自の宣言等を行った場合、感染予防対策を行いながら、基本的に予定どおり実施することができる。

2 社会見学

社会科、理科その他の教科等における年間の教育計画に関連させて実施し、児童生徒に校外の自然や文化・産業等を見学させることによって、学校における学習を一層充実、発展させる。

校種	小学校			中学校
学年	第3学年	第4学年	第5学年	第1学年～第3学年
回数	※年間1回（日帰り）			3年間で2回以内（日帰り）
目的地	鈴鹿市内あるいは近隣市町	三重県内あるいは近接県		三重県内あるいは近接県
留意事項				同一学年での2回実施はできない。

- ※ 保護者負担軽減の観点から、年1回で効果的な学習に繋がるよう、計画的に位置づける。また、修学旅行を実施する学年は、原則として社会見学は実施しない。

3 遠足

徒歩で実施し、幼児・児童生徒の心身の鍛練を図るとともに、郷土の自然や文化に直接触れさせたり、集団行動や公衆道徳の実践的な学習を行ったりする。なお、必要に応じて一部交通機関を利用してよいが、この場合は適切な徒歩距離の確保に努めるものとする。

校種	幼稚園	小学校	中学校
回数	年間2回以内	年間2回以内	年間1回以内
徒歩距離	園児・児童生徒の発達段階に応じ、適切な徒歩距離を確保する。		

目的 地	鈴鹿市内あるいは、近 接市町を原則とする。	鈴鹿市内あるいは、近隣市町を原則とする。
------	--------------------------	----------------------

4 集団宿泊等

集団宿泊生活を通して、教師と児童生徒、児童生徒相互の人的なふれ合いを深めるとともに、児童生徒の自主的、実践的な活動を促し、集団の一員としての自覚と行動力を養う。

また、自然体験活動をすることにより、自然の素晴らしさや自然環境について学ぶ機会とする。

校 種	小 学 校	中 学 校
学 年	第5学年又は6学年	第1学年
日 数	日 帰 り または 1 泊 2 日	1 泊 2 日または 2 泊 3 日
回 数	年 間 1 回	年 間 1 回
場 所	鈴鹿市内あるいは近隣市町 安全確保のできる公共の宿泊施設が望ましい	鈴 鹿 市 内

※ 自然体験活動をする場合は、児童生徒の安全確保を最優先とする。

※ 三重県が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象地域となった場合、日程を変更する。

5 園外保育・校外学習

(届出は校区外へ出るときのみ必要。幼稚園は最寄りの小学校の校区に準ずる。)

保育・学習の一環として、幼児・児童生徒に社会的事象や自然の様子などの観察、見学、体験活動等を実施して、保育や学習の拡充、深化を図る。

- (1) 園児・児童生徒の実態や園・学校・地域の実情を踏まえた年間計画を作成し、計画的に実施する。
- (2) 目的を明確にし、時間(半日)、場所、方法、安全面等を十分に考慮して実施する。
- (3) 下見を行うなどして綿密な実施計画を立案し、実施効果を一層深める。
- (4) 交通機関を利用するときは、市内及び近隣市町内に目的地を選定し、時間や経費等を十分に考慮して実施する。

6 中学校 宿泊を伴う部活動(大会、練習試合、合宿)

学校管理下における部活動(学校長が認めたもの)

学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、下記の基準によるものとする。

(1) 大会

国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催、又はこれらと関係競技団体との共同主催による県大会・東海大会・全国大会に、地区の予選を経て参加する場合とし、大会要項を学校長に提出する。

(2) 練習試合、合宿、招待試合等

目的、行先等が生徒の実態から適切であるという判断のもと、2泊3日以内で年2回までとする。なお、実施については、以下の点に留意する。

- ・長期休業中の実施が望ましい。
- ・事前に保護者に対する説明を十分行い理解を得る。
- ・生徒・保護者にとって、身体的・経済的に過重負担とならないよう配慮する。

※ 泊を伴う場合は、実施10日前までに教育委員会に届け出を行い、承認を受ける。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る対応については、修学旅行に準じる。

7 その他

- (1) 行事等の計画に当たっては、活動内容を吟味検討し、実施場所、引率教員数、幼児・児童生徒の安全確保、効率的な事前指導等について十分配慮する。

(2) 上記の基準によりがたい場合、及び上記以外の行事を企画する場合には、あらかじめ教育委員会と協議する。

(3) 行事等の承認及び届出の手続き

行 事	承 認	届 出	承認・届出期限
修学旅行，集団宿泊 社会見学（県外） 宿泊を伴う部活動（学校 管理下における部活動） 水泳	○		実施10日前まで （学校休業日を除く） ※ただし，部活動で出場権が ，大会結果によるものは，分かり 次第速やかに
運動会，遠足 社会見学（県内） 園外保育（最寄小学校の校区外のみ） 校外学習（校区外のみ）		○	実施5日前まで （学校休業日を除く）

第1回不登校対策プロジェクト会議について

1 第1回不登校対策プロジェクト会議

実施日：令和4年5月30日（月） 教育委員会室

出席者：白子中学校長，創徳中学校長，桜島小学校長，牧田小学校長
教育長，次長，参事，学校教育課長，教育指導課長，
子ども家庭支援課長，教育支援課長 等

2 プロジェクト会議での報告や意見

(1) チームでの組織的な支援について

- ・（担任，不登校担当者，学年，管理職など）組織にズレがないように意思統一して動いていかなければならない。
- ・管理職と不登校支援担当者とのコミュニケーションが大切。（「なかなか自分の思いが職員に伝わらない」という担当者の困り感があった。）
- ・児童の欠席状況などをホワイトボードに記入して視える化をしていくことで全職員が情報共有し早期支援につなげる。（色分けするなど見やすくする工夫）
- ・家庭訪問シートをしっかりと使って，情報共有していく。
- ・（小学校では難しいところもあるが）毎週決めた曜日の1時間目に会議を持ち，低中高のコーディネーターが情報共有している。それぞれのコーディネーターが情報を把握している。
- ・児童生徒理解支援シートを使いながら，ケース会議を開いている。その子その子に応じたきめ細やかな対応をしている。
- ・養護教諭が早い段階で，子どもたちの見立て，児童生徒理解などに大きな力を発揮している。子どもの話を傾聴する，医療など関係機関とつなげるなどの役割をしている。
- ・チームで組織的に動く意識を持つことを先生方に伝えていく。

(2) 早期支援について

- ・欠席3日から5日の早期支援の子どもたちをそのままにしてタイミングを逃すと，40日，50日…と欠席が続いてしまう。その子たちに何とか30日にならないような手立てを充実させることが大切である。
- ・1日欠席でも家庭訪問をしている。職員に少しでも「おかしい」と思ったら，すぐ動くという習慣がついている。（先生方の意識が大切）
- ・児童生徒理解が大切である。教職員が子どもに適切な対応をするかが大切である。そのために学校全体での対応について共通理解が必要

と感じ、研修会（年度当初の支援が必要な生徒への対応について）を開催し、非常勤の先生にも参加していただいた。

- ・不登校支援アドバイザーや県のSSWに参加してもらい、支援の必要な子の対応についての事例検討会を行った。
- ・アセスメントをして校長や不登校支援担当者がどのように対応していかなければならないかを分かっていなくてはならない。
- ・校区での連携が児童生徒理解にも効果がある。担当者の風通しがよくなり、いろいろな話ができるようになった。

(3) その他

- ・「困り感がない」親の気持ちをどのように変えていくかが課題だが、いろいろな先生が協力して関わっていく。（役割分担・協力体制）
- ・子どもが来なくなる学校にするためにも、先生方にできることは、児童生徒に寄り添って話を聴くことだと思う。先生方の姿勢が大切である。
- ・深刻な長欠になっているものは、保護者が適切に関わっていないケースが多い。保護者の悩みが見えにくいケースも多い。SCやSSWと連携して、支援のネットワークや保護者への医療のアプローチなどを考えていきたい。
- ・クロムのフォームに保護者から欠席連絡を入れてもらっている。「学校に行きたくない」という項目あり、その項目でも思いが発信されている。

3 今年度の取組について

不登校支援につなげるための児童生徒理解

組織的な支援

- 情報共有（家庭訪問シート，児童生徒理解支援シート等）
- 手立ての共通理解
- 役割分担のマネジメント

早期支援

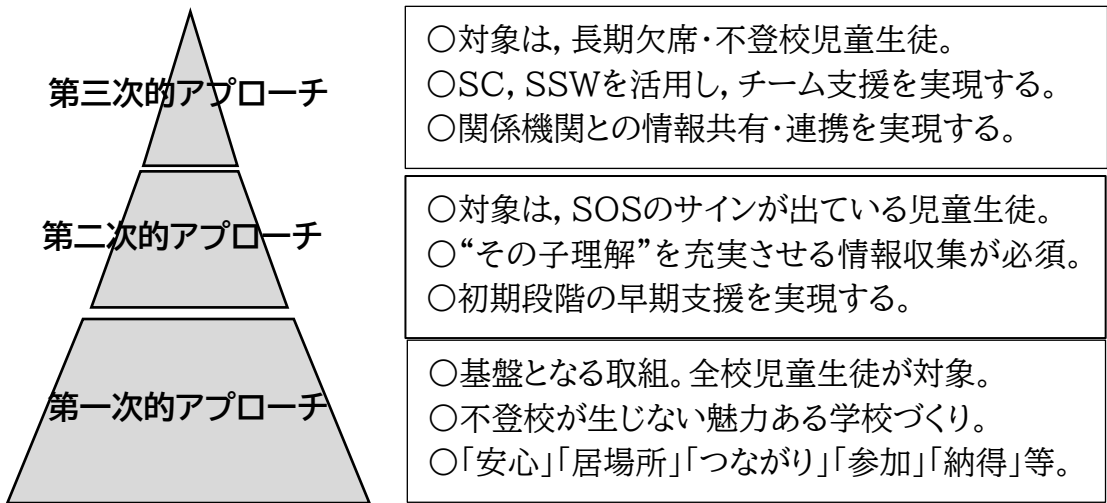
- 児童生徒理解
- アセスメントによる個別の支援（ケース会議等）
- 組織的な対応

その他

- （家庭的にアプローチが難しい場合）SC・SSW・関係機関の活用

1学期の不登校支援をふり返る

1. “3段階のアプローチ”を意識した取組



*「第一次的アプローチ」の充実が基盤となる。“特別支援教育の視点”を取り入れた教育活動の充実・活性化が、“新たな不登校”を生まない学校づくりになることを繰り返し心合わせすることが必要。

*「第二次的アプローチ」のポイントは、「情報収集の充実」と「組織で見立て(アセスメント)をすること」。ケース会議の中で見立て(アセスメント)を行い、短期目標と具体的な手立てを明確にしたうえで早期支援に取り組むことが大切。

*「第三次的アプローチ」では、医療・福祉等と協働した取組の実現がポイントの一つとなる。SC, SSW等に情報共有し、アセスメント等の助言を受ける。

2. 1学期の不登校支援のふり返り * ふり返りの視点等(一例)

①「体制づくり」について * 気づき→情報収集→ケース会議・見立て

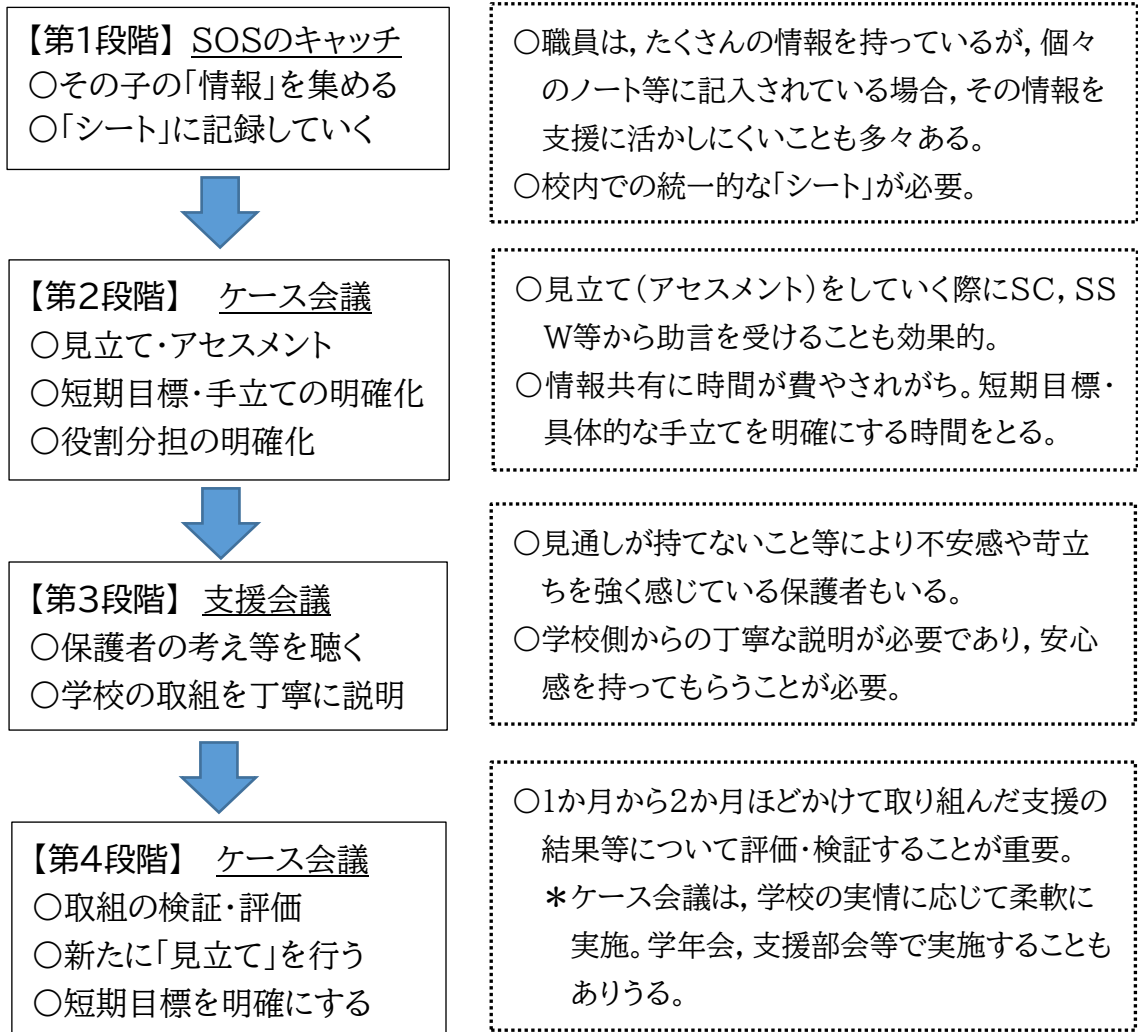
- 児童生徒理解のために「情報」を集め、共有しているか。
- 初期段階でケース会議を開き、見立て(アセスメント)をしているか。
- 見立て(アセスメント)に基づいた早期支援を実施しているか。

②「人材育成」について * 仕事の進め方, 充実のさせ方等

- OSC, SSW等を有効活用し、心理・医療等の視点を吸収しているか。
- 担当者の指導力向上, 力量強化等につながる働きかけがなされているか。
- 取組の成果が評価され、意欲向上につながる話し合いがなされているか。

※ 自校の実情等に即して「できること」, 「取り入れるべきこと」等を取捨選択して充実・改善を図る。

1, 不登校支援の基本的・原則的な流れ・動きと課題等



※ 児童生徒の様子や学校の実情等に応じて取組の手順・進め方を明確にする。

2, 「情報」とは・・・

- 登校渋りや不登校につながる、これまでの、現在の「事実、状況」等。
- 家族に関すること(職業、保護者の思い、家族構成、家計の状況等)
- 本人に関すること(欠席、遅刻早退の状況、保健室利用の状況、悩み、友だち関係、学力、発達特性、被虐待の経験、受診歴、投薬歴、生活リズム、興味関心等)

3, 見立て(アセスメント)とは・・・

- 適切・迅速なチーム支援を行うために
- その子の状態・言動等の(背景)要因等を明確にしたり仮説を立てたりすること。
 - その子が抱えている悩みやつらさ等だけでなく健康的な側面、可能性等も含めて総合的に判断・評価する。

適応指導教室（教育支援センター）の整備充実に向けて

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- 学校復帰も含めた社会的自立に向けた支援
- アセスメントに基づく適切な支援と役割分担
- 個に応じた支援と多様な教育機会の確保
- 教育支援センターの整備充実及び活用
 - （訪問型支援，コンサルテーション，不登校児童生徒への支援の中核）

2 鈴鹿市における取組（鈴鹿市適応指導教室について）

- 段階に応じた支援（居場所→学びの場→自立支援）
- 「個のかかわり」と「異年齢小集団でのかかわり」
- 保護者への支援
- 学校や関係機関との連携・協働

3 鈴鹿市及び、鈴鹿市適応指導教室の現状と課題

- 適応指導教室の具体的取組について、ほとんど知らない教職員もいる。
- 適応指導教室と学校との連携の状況が、学校によって異なる。
- 現在のスタッフの人数と場所の広さでは、通室生の受け入れに限界がある。
- 文科省「通所を希望しない者への訪問型支援」の実施は、現状では困難。
- 市内の民間施設と、適応指導教室との連携は、ほとんどできていない。

4 今後の取組（鈴鹿市適応指導教室のスタッフとして実施可能なこと）

- 学校訪問
 - ・通室生が在籍する学校以外にも
 - （職員会議や職員研修において、適応指導教室の取組を紹介）
 - （可能な範囲で、支援部会や相談部会に参加）
- 学校と一つの事例に協働して取り組む
 - ・通室生以外の不登校及び不登校傾向の児童生徒へのチーム支援の一員として
 - ・家庭訪問への同行
- 通室生以外の保護者及び児童生徒に対する相談
 - ・来室してもらう，あるいは学校へ訪問
- 教職員へのコンサルテーション
 - ・来室してもらう，あるいは学校へ訪問
 - ・事例検討，ケース会議，支援会議への参加やコンサルテーション
 - ・中学校校内適応指導教室における観察やコンサルテーション

第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について

1 開催日 令和4年6月20日（月） 教育委員会室

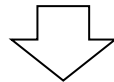
2 構成メンバー

川上郁雄・宮崎 里司（早稲田大学大学院日本語教育研究科 教授）リモート
河曲小学校長，明生小学校長，千代崎中学校長，
上田教諭（牧田小），宮崎教諭（神戸中），
教育長，次長，参事，学校教育課長，教育指導課長，教育支援課長

3 第5期日本語教育の取組「3年間の取組概略」

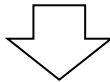
令和2年度 「実践リーダー校に学ぶ」

- ・第5期3年間の取組計画策定
- ・実践リーダー校の国際教室公開授業・小中連携の取組の紹介
- ・日本語教育実践フォーラムの開催



令和3年度 「実践リーダー校の取組を広げる」

- ・実践リーダー校の実践に学んだ研究授業（小・中学校課題別グループ）
- ・日本語指導者への研修の充実
- ・ICT機器を活用しての効果的な活用事例の紹介
- ・多文化共生教育実践EXPOの開催



令和4年度 「実践リーダー校の広げられた取組の充実」

- ・実践リーダー校の実践に学んだ研究授業
- ・日本語指導者への研修の充実
- ・多文化共生教育実践EXPOの開催
- ・実践報告のとりまとめ，3年間の検証・総括

4 令和4年度の具体的取組

(1) 令和4年度日本語教育担当者ネットワーク会議での取組

【研究主題】

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による取組の推進
- ・「読む」「書く」力の育成を意識した取組の推進
- ・国際教室と在籍学級のつながりを意識した取組の推進

①グループ別研修

初めて担当になった担当者と経験のある担当者をグループに配置し、各校の課題に向けてどのような授業を目指して行うか相談したり、日本語指導における悩みを相談したりできるようにする。

- ・Aグループ：牧田小学校・飯野小学校・桜島小学校
- ・Bグループ：河曲小学校・神戸小学校・一ノ宮小学校
- ・Cグループ：国府小学校・旭が丘小学校・玉垣小学校
- ・Dグループ：創徳中学校・神戸中学校・千代崎中学校・白子中学校

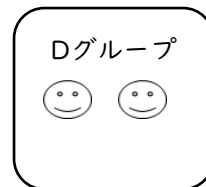
②グループ別に各校の国際教室の授業をビデオ公開し、研修する

★【事前準備】6月～10月で各自授業をChromebookで撮影する。

自分の授業45分をChromebookで撮影し、その内の10分間程度をグループで見せ合う。その際、「授業のめあて・対象児童生徒のバンドスケール・学習グループの様子・授業の流れ」などが分かるよう授業の指導案も準備し、それと共に授業を検証する。

次のネットワーク会議で各グループ1つ優れた実践を代表として選び発表する。

※自主参加校については、小学校はA～Cのいずれか、中学校はDグループに参加する。



③グループ代表による国際教室の授業をビデオ公開し、研修する

Aグループ代表



Bグループ代表



Cグループ代表



Dグループ代表



(2) 日本語指導者への研修の充実

①日本語教育研修会（夏季研修講座）

日時：令和4年8月29日（月）午後

講師：京都市教育委員会指導部学校指導課

副主任指導主事 大菅佐妃子氏

対象：日本語教育担当（各校1名以上）、希望教員、日本語指導講師など

②多文化共生教育実践 EXPO の開催

日時：令和5年2月4日（金）午後3時～午後5時

会場：市役所1203会議室

対象：日本語教育担当者等教職員（各校1名以上）、外国人教育指導助手、日本語指導講師、市外教職員など

(3) 個に応じた進路指導，進路保障の取組

① 「進路ガイダンス」の開催

日時：令和4年11月5日（土）

場所：鈴鹿市市役所12階1203大会議室

②「就学ガイダンス・プレスクール」

日時：令和4年12月3日（土）

場所：牧田小学校

③ 全国学力学習状況調査を活用した学力分析の把握

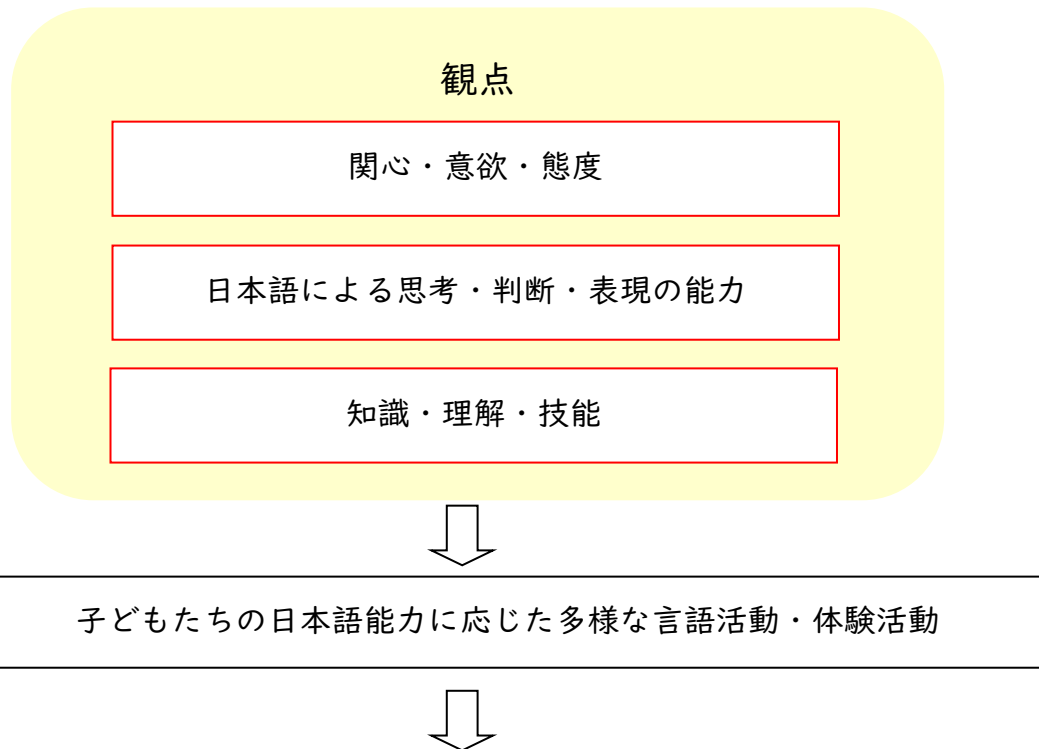
JSL児童生徒の学力学習状況調査の分析結果を共有し、指導や授業づくりに活かす。

(4) 就学支援教室コトノハ教室の活用

- ・来日間もない児童生徒等が円滑に学校生活を送ることができるように在籍校との担当者や担任と連携して支援を実施していく。
- ・個々の日本語の状況に合わせた、教材を作成し指導を実施していく。
- ・夏季休業中などに以前通級していた生徒も対象として宿題支援を行い、長期的なサポートをして、在籍校での学びにつなげていく。
- ・過年度生や中学3年生に対して高校入試に向けて論文指導や面接指導を行い、個々の課題に合わせた受験対策の支援を行っていく。
- ・要請に応じて、初期指導の仕方を市内の小中学校へアウトリーチしていく。

「特別の教育課程」による日本語指導の学習評価について

- ・個別の指導計画にもとづく日本語指導 → 日本語での学びを評価



【学習評価】

- 学校の実情に応じた様式で学習評価を行う。
 - ・日本語能力や生活・学習の状況，学習への姿勢・態度等の多面的な観点について，総合的に把握し学習評価を行う。
 - ・通知表等によって，指導の過程やその成果，今後の可能性等を示すことで，今後の指導方針を学校と保護者の間で共有する。

【指導要録】

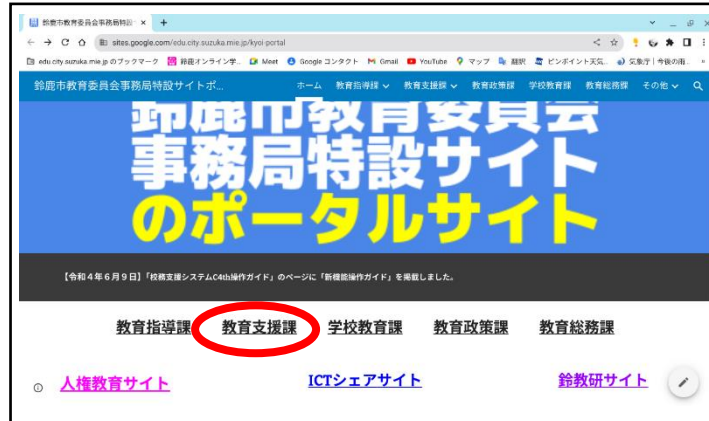
- 指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に，「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数，指導期間，指導の内容及び所見等を記入するなどの配慮をする。

鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト（いじめ防止に向けてのページの追加）について

教育支援課のページに“いじめ防止に向けて”のページを追加しましたのでお知らせします。校内研修や児童生徒への指導等の際の資料としてご活用ください。

1 鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトのポータルサイト

“教育支援課”をクリック



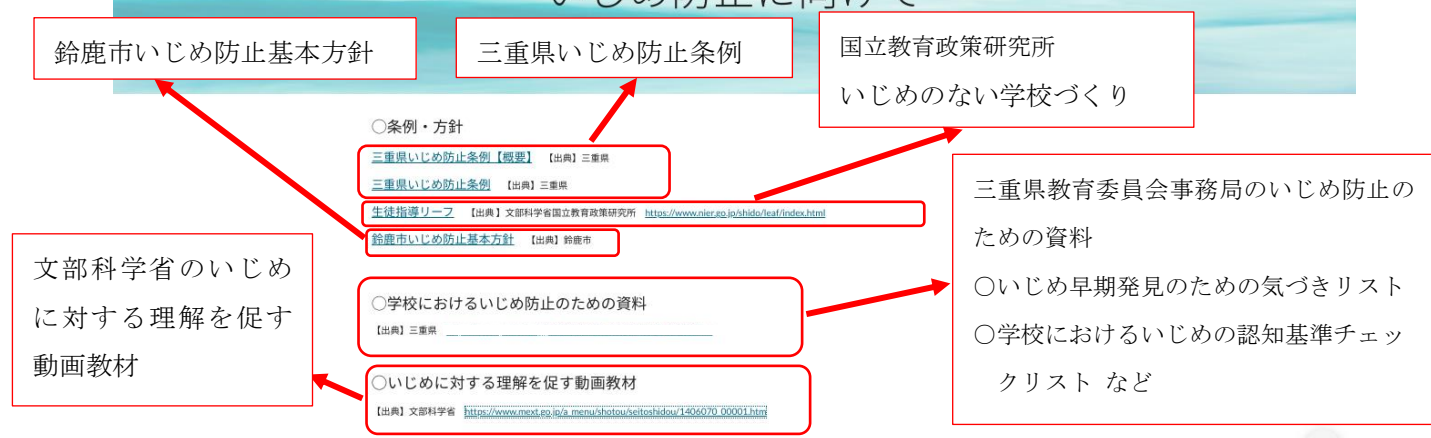
2 教育支援課のページ

“いじめ防止に向けて”をクリック



3 いじめ防止に向けてのページ

三重県の条例や鈴鹿市の基本方針、いじめ早期発見のための気づきリスト等資料をまとめたページ



自転車損害賠償保険等への加入について

交通事故の報告が増加しています。

交差点、三叉路への進入時の一時停止、左右確認を徹底することで交通事故を未然に防ぐことができます。

- 特に、登下校時の交通安全啓発をお願いします。
- 交差点、三叉路での飛び出し注意、自転車の乗り方・ヘルメット着用について改めて指導してください。
- 自転車同士の交通事故や、歩行者と接触し、中学生が加害側になる事案も発生しております。並列走行の禁止など、自転車の運転については、十分に注意し、安全運転に努めるよう指導してください。

三重県においては、これまでの「交通安全の保持に関する条例」を全面改正し、「三重県交通安全条例」として制定し、令和3年3月23日に公布しました。

その中に、「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」が第3章第25条に盛り込まれ、令和3年10月1日から施行されました。

この「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」については、自転車運転者は当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないとされており、未成年の自転車運転者については、その保護者に参加の義務が規定されているものです。

1. 自転車運転者の責務

第五条 自転車運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、歩行者妨害、スマホ等を使用しながら運転する行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならない。

2 自転車運転者は車両の運転者であることを自覚し、定期的な点検整備を行うよう努めなければならない。

2. 自転車損害賠償責任保険等への加入（令和三年十月一日から施行）

第二十五条 自転車運転者（未成年を除く。）は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外のものにより、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときはこの限りではない。

2 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に看護するもの（以下この項において「保護者」という。）は、その看護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転にかかる自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外のものにより、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときはこの限りではない。

4. 自転車損害賠償責任保険等の例

(1) 自転車を購入するとき

自転車保険 TSマーク



(3.0×5 cm)



(3.5×5 cm)

自転車安全整備店で、自転車の点検整備（有料）を受けることで加入できる保険

(2) 三重県PTA子ども総合保険

三重県PTAから届き、入学時に配付する申込書で加入できる保険

三重県PTA連合会

三重県PTA子ども総合保障制度ご案内
[子ども総合保険+自転車総合保険]

PTAで
ご加入いただくと
約**51%**
割引

部活でケガをした!

車のガラスを割ってしまった!

扶養者が事故に!!

病気で入院した!

自転車で他人にケガをさせた!

大切なお子さまを
1日24時間、補償!
学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や
昼下校中のケガも補償します。

(3) 自動車保険等の基本保障または特約加入の保険

各家庭で加入している自動車保険、火災保険、傷害保険等の基本保障または特約で加入できる保険

(宛先) 小中学校長
幼稚園長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

「人権教育サイト」の活用について

全ての教職員が人権問題・人権教育に関する理解と認識を深めることができるよう、人権教育の実践事例や教職員研修の事例等、人権学習指導資料等の情報についてchromebook「教委特設サイト」内の「人権教育サイト」にて提供を行います。

今後も市内における人権教育の取組、校内研修の事例等を紹介していきます。各校園での取組を人権教育センターに共有していただきますようよろしくお願いいたします。

本サイトは、各校園における人権教育のより一層の推進にご活用ください。

人権教育サイト 掲載内容（7月4日現在）

- 人権教育カリキュラム
 - ・人権教育カリキュラムチェックシート
- 校内研修
 - ・神戸小学校の取組
- 授業実践および仲間づくりの取組
- 資料
 - ・人権学習指導資料（小学校低中学年）みんなのひろば（青字入り）
 - ・人権学習指導資料（小学校低中学年）みんなのひろば（青字なし）
 - ・人権学習指導資料（小学校高学年）みんなのひろば（青字入り）
 - ・人権学習指導資料（小学校高学年）みんなのひろば（青字なし）
 - ・人権学習指導資料（中学校）みんなのひろば（青字入り）
 - ・人権学習指導資料（中学校）みんなのひろば（青字なし）
 - ・人権学習指導資料（中学校）性的マイノリティの人権
 - ・人権教育サポートガイドブック～すべての教育の中で人権教育を～
 - ・人権教育サポートガイドブック2～すべての教育の中で人権教育を～
- 令和3年度鈴鹿市人権作文集（電子版）第38集

(事務担当) 鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 人権教育センター 大西 依子

後期就学判定について

(宛先) 各 小中学校長
各 幼稚園長
各認定こども園長
各保育所(園)長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和4年度の就学判定について(依頼)

このことについて、鈴鹿市就学支援委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒が適切な環境で学べるよう就学先の判定を行っております。

つきましては、就学判定を実施するにあたり、下記の内容をご確認いただき、書類提出に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 目的

障がいのある幼児・児童・生徒の適切な就学先を判定するため。

2 対象

- ・特別支援学級入級や特別支援学校入学を希望する幼児・児童・生徒
- ・現在、特別支援学級に在籍する小学6年児童
中学校進学に向けて、特別支援学校または特別支援学級を希望する場合は就学判定を受けます。この場合、できる限り前期に申請してください。

※特別支援学校を希望する場合は、できる限り前期に申請してください。

※申請は基本的に1年間に1回です。前期に申請した場合は、原則、後期就学判定の対象外となります。

3 判定の方法

提出書類や幼児・児童・生徒の観察・聞き取り等をもとに、鈴鹿市就学支援委員会において総合的に判断し就学先の判定を行います。

4 提出書類

- (1) (様式1) 就学判定申請書【在籍機関記入】 在籍機関で1部
- (2) 提出書類(個人)チェック一覧表【在籍機関記入】 全員
- (3) (様式2) 就学判定申請書【保護者記入】 全員
- (4) 発達・知能検査の結果のコピー 全員
- (5) 身体障害者手帳, 精神障害者手帳, 療育手帳, 診断書等のコピー . . . 該当者
※ 手帳, 診断書等のコピーはA4サイズで提出してください
- (6) (様式3) 日常生活の状況【保護者記入】 該当者
※ 特別支援学校を「希望する」, または「迷っている」場合は必要
- (7) 【就学前】チェック表, または【小中】チェック表【在籍機関記入】 . . . 全員
- (8) 「すずかっ子支援ファイル」のコピー 全員
※ コピーは前期: 令和3年度分, 後期: 令和3年度と令和4年度1学期分

5 留意事項

※ 発達・知能検査結果の数値は（様式2）に必ず記入してください。

※ 発達・知能検査の結果について

- ・小学校3年生以上の児童・生徒は、令和2（2020）年4月以降の結果が有効です。
- ・小学校2年生以下の児童・生徒は、令和3（2021）年4月以降の結果が有効です。
- ・有効な検査結果がない場合は、早急に保護者から子ども家庭支援課に検査予約を入れるようにしてください。

（検査予約 059-382-9030 子ども家庭支援課 発達支援グループ）

※ 提出用紙は全てA4サイズにしてください。

6 提出期限

前期：令和4年5月12日（木）

後期：令和4年9月8日（木）

7 提出先

鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 学事グループ

※ 個人情報のため、文書便で送らず、手持ちで提出してください。

8 その他

- ・提出書類の様式は、ネットフォルダ→「就学判定」と検索→「就学支援委員会の判定申請に関する書類（令和4年度）」にあります。御活用ください。
- ・提出書類は一人ずつ（2）～（8）の順番にセットし、クリップでとめて提出してください。（ホチキスで綴じないでください）
- ・在籍機関として、申請者がいない場合は、（様式1）就学判定申請書に「該当なし」と記入の上、報告してください。
この場合、学校教育課宛に文書便等で送付していただいても結構です。

就学判定に向けて

●特別支援学級在籍の小学校6年生の児童について

中学校進学に向けて、小学校6年生時に特別支援学校または特別支援学級を希望する場合は就学判定を受けます。前期に未申請の場合は必ず後期に申請をしてください。

=担当=

【申請書の記入方法や内容等に関すること】

子ども家庭支援課 竹原 三保子, 横矢 規, 杉山 美幸
TEL 059-382-9140

【提出に関すること】

学校教育課 木下 智香
TEL 059-382-7618

鈴子支第 365 号
令和 4 年 7 月 4 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市子ども政策部
子ども家庭支援課長

令和 4 年度 児童虐待防止研修会について (案内)

平素は本市の児童福祉行政に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
児童虐待の相談対応件数は、年々増えてきており、学校における児童虐待の早期発見・早期対応が重要となっています。
そこで、令和 4 年度児童虐待防止の研修会を下記のとおり開催いたしますので、お忙しい時期とは存じますが、御参加のほどよろしくお願いいたします。
御不明な点等がございましたら、子ども家庭支援課までお問合せいただきますようお願いいたします。

記

日 時 令和 4 年 7 月 27 日 (水) 10:00~12:00 (9:30~受付)
場 所 鈴鹿市役所 12 階 1203 会議室
(鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号)
内 容 『児童虐待の対応について』
講 師 鈴鹿児童相談所 所長 山本 衛 氏
対 象 小学校・中学校 (管理職, 養護教諭, 教職員等)
※各学校 1 名以上でお願いします。
申 込 参加申込書を、子ども家庭支援課まで F A X あるいはメールにて
7 月 20 日 (水) までに送付してください。

【問い合わせ先】

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課
家庭支援G 小久保, 縣
TEL : 059-382-9140
FAX : 059-382-9142
部署メール kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

鈴教学 第929号
令和4年7月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保等について、別添（写）のとおり三重県教育委員会教育長から通知がありましたので、教職員に周知し、一層の注意が払われるよう指導をお願いします。

記

○ 別添文書

- ・ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）（写）

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を发出し、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和3年度は、わいせつ行為や公務外の盗撮、無許可で生徒を自家用車に乗せたことをきっかけにした生徒との不適切な行為、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて7件発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、児童生徒へのわいせつ行為や公務外の盗撮に至る背景を分析し、まとめた資料を活用して校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとりは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

昨年度、県立学校において実施した「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の回答の中に、教職員は指導と捉えていた言動が生徒には不快と受け止められていたものがあつた。教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」<教職員課>
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について」<教職員課>
- ・ 令和4年3月25日付け「職員の綱紀肅正について」<教職員課>

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和4年4月25日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」

<子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課>

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。特に、飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たにし、飲酒運転の根絶を図ること。

昨年度、横断歩道を横断中の歩行者への交通事故2件に対して、懲戒処分を行った。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き基本的な感染対策を徹底しつつ、熱中症のリスクが高まる活動場面においては、児童生徒にマスクを外すよう指導を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

- ・ 令和4年4月20日付け
「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」
＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞
- ・ 令和4年6月13日付け「夏季における児童生徒のマスクの着用について」
＜保健体育課、高校教育課、特別支援教育課＞

5 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和4年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞
- ・ 令和3年12月6日付け
「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和4年6月13日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

7 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

校長会資料

8 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

・ 令和3年12月28日付け

「「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について」<教職員課>

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和3年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 7件・7人

② 体罰発生件数・対象教員数 0件・0人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	21件	13件
通勤時の人身事故	15件	12件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	46件	29件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対象

旭が丘小学校の通学区域の一部，白子中学校の通学区域に居住し，4月1日に1年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内容

(1) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は，隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で2 km以内であること。また，当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校，愛宕小学校又は白子小学校

(2) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は，隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で6 km以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	鼓ヶ浦中学校，天栄中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し，教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	小学校の実施項目	学校教育課の実施項目
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施通知 ・関係様式 	<ul style="list-style-type: none"> ●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●封筒（学校名入）準備 ●封筒詰め <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・小規模特認校の案内 ・弾力化の案内（旭が丘小のみ） ●封筒を学校教育課に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・8/22（月）ㄨ切 （ラベルを貼り，名簿順に並べる） ●名簿作成準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●8/1（月）名簿を学校に配布 <ul style="list-style-type: none"> ・紙データ ・電子データ
9月	↓	<ul style="list-style-type: none"> ●郵送準備 ●全保護者に郵送 9/1（木）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診断実施 	
11月	↓	

【学校教育課】

- ① 『就学時健康診断票』（中厚口 2,000 枚）を印刷発注する。
- ② 8月下旬までに、各学校の健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にてメールで報告してもらう。
例年、各校において健診日時を記載した案内文書を封入することと、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
- ③ 子ども育成課へデータ抽出依頼し、データを受け取る。
- ④ 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成し、白紙部分は予備として使用してもらう。
- ⑤ 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『小規模特認校募集案内』、『通学区域の弾力化案内』（旭が丘小学校のみ）、『就学援助新入学学用品費入学前支給の申請について』を一纏めにして、各校に取りに来ってもらう。（8月1日（月）を予定）
ネットフォルダからダウンロードしていただく書類について、依頼文書に記載する。
- ⑥ 各校が封入封緘した封筒を、学校教育課へ納品してもらう。（8月22日（月）を予定。）
各校へリスト配布後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を渡し、学校にて通知処理をしてもらう。
- ⑦ 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
- ⑧ 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
- ⑨ 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、発送する。

【小学校】

- ① 郵送用の角2封筒を準備する。学校名、住所を明記すること。
- ② 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にて学校教育課へメールで報告する。
- ③ 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（8月1日（月）を予定）。
- ④ ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないよう、注意して封入を行う。
- ⑤ ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
- ⑥ 封入封緘した封筒をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月22日（月）を予定。）
リスト受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。